社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士修学資金貸付細則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等必要な事項を定める。

（定義）

第２条　要綱第２条に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第２項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。

２　要綱第２条に規定する「従事先施設」とは、次の各号に掲げる施設とする。

（１）児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設」、同条第４項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第７条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の４に規定する　「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の６に規定する「指定保育士養成施設」

（２）学校教育法（昭和22年法律26号）第１条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア　教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ　次号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設

（３）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する「認定こども園」

（４）児童福祉法第６条の３第９項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による認可を受けたもの

（５）児童福祉法第６条の３第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第１項の規定による届出を行ったもの

（６）児童福祉法第６条の３第２項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の８第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による届出を行ったもの

（７）児童福祉法第６条の３第７項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第１項の規定による届出を行ったもの

（８）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第１項第４号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

（９）児童福祉法第６条の３第９項から第12項までに規定する業務又は第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第２項、第35条第４項の認可又は認定こども園法第17条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア　児童福祉法第59条の２の規定により届出をした施設

イ　アに掲げるもののほか、奈良県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

（10） 雇用保険法施行規則（昭和50年３月10日労働省令第３号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

（11）「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

（12） 国、県内自治体が設置する児童福祉法第６条の３第９項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設

（13）子ども・子育て支援法第59条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について（令和５年６月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業

（貸付の申請）

第３条　修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（第１号様式）、要綱第２条に定める養成施設の長の推薦書（第２号様式）及び指定課題の作文に本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

２　生活費加算の貸付を希望する申請者は、世帯の経済状況の事実を証明する書類を提出しなければならない。

（連帯保証人）

第４条　申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

２　前項の連帯保証人は、申請者が未成年であるときは、法定代理人とする。

３　申請者又は修学資金の貸付を受けた者（以下「修学生」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（貸付決定の通知）

第５条　会長は、修学資金の貸付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（誓約書及び借用証書）

第６条　前条の規定により貸付の決定を受けた申請者は、会長が別に定める日までに、連帯保証人と連署した誓約書（第４号様式）及び貸付を受ける修学資金の全額に係る修学資金借用証書（第６号様式）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

２　前項の期間内に誓約書及び借用証書を提出しない者は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

（修学資金の交付）

第７条　会長は、前条の書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

２　修学資金の交付は、就職準備金のみの貸付を除き、分割の方法により交付するものとし、交付日（銀行の休業日に該当する場合は、その直前の銀行営業日とする。）は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付金 | 交付日 |
| 前期分（４月１日～９月３０日）就職準備金のみの貸付 | ６月末 |
| 後期分（１０月１日～翌年３月３１日） | １０月末 |

３　生活費加算は、貸付後の加齢や転居等により対応する区分の額が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わない。

（返還）

第８条　返還は、一括又は月賦払いの方法によるものとする。

２　分割返還の１回の額は、別表１の償還表を標準として、会長が定める額とする。

３　要綱第８条第１項第３号に規定する裁量免除の額は、要綱第７条第１項第１号に規定する業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事した月数を６０（要綱第７条第１項第１号でいう過疎地域、離島若しくは中山間地域等において業務に従事した場合又は中高年離職者については３６）で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（免除の申請等）

第９条　修学生は返還債務の免除を受けようとする場合、修学資金返還免除申請書（第８号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

２　会長は、修学生から前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認の可否を決定し、その旨を当該修学生に通知するものとする。

（猶予の申請等）

第10条　修学生は返還の猶予を受けようとする場合、修学資金返還猶予申請書（第９号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

２　会長は、修学生から前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認の可否を決定し、その旨を当該修学生に通知するものとする。

３　返還の猶予の承認を受けた修学生のうち、返還免除対象業務に引き続き従事する者は、毎年４月に業務従事期間証明書（第１１号様式）を会長に提出しなければならない。

（届出義務）

第11条　修学生は、次に掲げる事情が生じた場合は、その旨を氏名等変更届（第１２号様式）に関係書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（１）修学生又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

（２）修学生が休学、復学、転学又は退学したとき。

（３）修学生が停学又は退学の処分を受けたとき。

（４）修学生が留年したとき。

２　修学生は、修学資金の交付の有無に関わらず、在学している間の学修の状況を会長が別に定める日までに修学状況報告書（第７号様式）により報告しなければならない。

３　修学生は、修学資金の貸付を辞退するときは、契約解除届（第１７号様式）により直ちに会長に届け出なければならない。

４　修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

５　修学生が、返還免除対象業務に従事したときは業務従事届（第１０号様式）を、業務従事先を変更したときは業務従事先変更届（第１３号様式）に業務従事期間証明書（第１１号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（従事期間の計算）

第12条　修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる返還免除対象業務の従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から、業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（実施細目）

第13条　要綱及びこの細則に定めのない事項で、修学資金の貸付に関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

　附　則

　１　この細則は、要綱実施の日から適用する。

　２　この細則は、令和５年４月１日から適用する。

　　(１) 貸付の申請は年度毎に行わなければならない。

　　(２) 修学資金の貸付を再度受けようとする者は、保育士修学資金貸付申請書（第１号様式）及び会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

　３　この細則は、令和６年１月１日から適用する。

　４　この細則は、令和７年４月１日から適用する。